

公益財団法人 公益法人協会 第52回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 令和元年6月4日(火) 15時～17時05分
- 2 開催された場所 エッサム神田ホール1号館 10階「ガーデンホール」
- 3 理事総数及び定足数
総数 13名、定足数 7名
- 4 出席理事数 9名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、鈴木勝治、田中 皓、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、橋本大二郎、早瀬 昇、山岡義典
(欠席) 岸本幸子、高宮洋一、福原義春、堀田 力
(監事出席) 谷村 啓、平川純子

5 議 題

承認事項

第1号議案「平成30年度事業報告及び附属明細書の承認」の件

第2号議案「『平成30年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件

第3号議案「定時評議員会に提出する理事及び監事並びに評議員候補者名簿の承認」の件

報告事項

- ① 内閣府公益認定等委員会の動向
- ② 休眠預金活用制度の動向
- ③ 自民党への要望活動
- ④ 「公益法人のガバナンス・コード」(案)の策定
- ⑤ 内閣府「相談会事業」の受託
- ⑥ 講師派遣料金の改定
- ⑦ その他報告事項

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、理事総数13名中9名が出席、4名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数7名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同次長から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○承認事項

第1号議案「平成30年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「『平成30年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。初めに雨宮理事長より第1号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

[事業報告]

平成30（2018）年度は、新公益法人制度施行10周年、特定非営利活動促進法施行20周年の節目に当たり、当公益法人協会は（公財）さわやか福祉財団及び（公財）助成財団センターとの共催で「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」を12月初旬に開催し、公益認定法の一部改正等を求める3項目からなる大会宣言を採択した。また、公益信託制度の見直し要綱案が公表され、法案作成の段階に入ったほか、休眠預金活用法に基づく指定活用団体が指定される等、公益法人等をめぐる制度環境にとって画期的な事柄が続いた年度となった。

一方、国内を顧みれば少子高齢化や災害等の社会課題は厳しさを増し、国際的な視点では持続可能な開発目標SDGsへの一層の取り組みが求められる現在、社会的課題解決のため、民間公益セクターの存在意義、重要性は高まるばかりである。

このような環境認識の下、平成30年度事業計画における基本方針は以下の5点であった。

- (1) 前・中期経営計画（2015～2017年度）の実行状況を精査し、次期中期経営計画（2019～2021年度）の基礎固めを行う。
- (2) あらゆる事業展開において、「公益法人制度改革施行10周年」を中核に捉えた活動を実施し、次世代にふさわしい公益法人協会の在り方を考える。
- (3) 会員へのより質の高いサービス向上をめざし、現行会員システムの機能を更に拡充、強化し、会員満足度に立脚した会員システムの再構築を図る。そのうえで、中期経営計画「3ヶ年Kプラン」を確立する。
- (4) 出版事業、セミナー事業、情報公開事業のブランド化と先進的優位性を図り、持続的な組織基礎体力を確立する。
- (5) 公益法人協会を取り巻く国内外の動向を正しく精査し、市民社会との親和性を重視した政策提言、国内外事業連携を選別し、費用対効果を挙げる。

上記の基本方針に沿い、それぞれ次のような対応を行い、成果を得た。

- (1) 前期3ヶ年計画の各項目の実施結果又は経過を確認し、それぞれの達成率等を検証した。事務局体制としては、セミナー担当の増員、調査部研究員の補充を行った。
- (2) 公益法人のより良い制度環境の実現を目指し「民間法制・税制調査会」を再度設置し、「公益法人制度改正提言に関する報告書」を取りまとめた。また、新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム「市民社会へのインパクトと今後の展望」を（公財）さわやか福祉財団、（公財）助成財団センターと共催した（12月4日、於アイビーホール）。
- (3) 中期経営計画「3ヶ年Kプラン」を策定し、第51回理事会で承認を受けた。年度後半には「会員アンケート」を実施、よりニーズに沿ったサービスを展開し会員の増大に結びつけることが確認された。
- (4) 出版事業は、新刊の刊行には至らなかったが、『一般法人の設立』、『立入検査』の改訂版を刊行した。セミナー事業は、会計セミナーを軸に各種テーマ別セミナーを年間

計150回開催（前年度129回）、参加者数は5,468名（前年度4,470名）に上り収益に大きく貢献した。情報公開事業は500近い法人の情報を独自ドメインで公開し、安定した収益を上げた。

(5)「新公益法人制度10周年記念シンポジウム」で採択された財務三基準関係の是正などの大会宣言3項目について、政府、与野党に対し要望活動を展開した。また、「平成29年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について(案)」や「内閣府令等一部改正案」（控除対象財産額に関する果実の扱い）の意見募集の際には意見書を提出した。法制・コンプライアンス委員会、税制・会計委員会を定時開催し、非営利組織に関連する法制の動きを共有し、また平成31年度税制改正要望について意見交換を行った。災害支援としては、8月に「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」を立ち上げ、2回の配分を実施したほか、「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の第7回配分を実施した。

さらに、その他の事項として、公益法人協会の顔である「相談室」に一層力を注いだことが挙げられる。相談件数は減っているが相談内容は複雑化しており、相談法人の実情に即し個々に対応したことが報告された。

また、財務面では2018年度の経常増減は、当初の689万円の赤字予算にかかわらず、最終的には22万円の黒字を確保することができたこと、また引き続き会員を増強し、経費の効率的な運用や既存事業の収益拡大方策等、さまざまな努力を重ねていきたいと考える、とのことであった。

〔計算書類等〕

次に、議長の求めに応じて、鈴木副理事長より第2号議案について別資料を元に次のとおり説明があった。説明によると、平成30年度は当初689万円の赤字予算を組んだが、結果的に僅かではあるが22万円の黒字となった。また、資産としては、リース資産としてサーバー、複写機の購入により1,316万円が計上され、同額がリース債務となっている。事業収益としては、出版事業が460万円の減益、相談事業が558万円の減益（内閣府相談会受託なし）であった一方、セミナー事業が収益6,100万円の予算に対し7,700万の収益を上げたことが非常に大きい。当然、同時に経常費用として、通信運搬費、諸謝金、会場費が増加したが、結果として22万円の収益を上げた。また、会費収入の65%を公益目的事業に入れることで収支相償を確保しており、また、遊休財産額、公益目的事業比率等についていずれも財務基準をクリアしていることが、数値をもとに報告された。今後も、収益の基盤である①セミナーの拡大、②新刊本の発行、③会員の増強を三本柱として継続していきたい、とのことであった。

また、税制改正により昨年11月、行政庁の証明を取り付けて設置した「民間公益活動推進基金」は、現物寄附によりその年度どれだけ基金を積み立てたか、監事監査及び理事会承認を経て行政庁に報告するものであるが、初年度に当たる30年度は寄附がなかった、との説明があった。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められないこと、また、計

算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

審議の結果、第1号議案、第2号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「役員等候補選出委員会に提出する理事及び監事並びに評議員候補者名簿の承認」の件(承認事項)

雨宮理事長より、理事、監事及び評議員の現況とともに、改選期に当たり再任及び新たな就任候補者、任期満了による退任並びに辞任を希望する方について説明があり、異議なければ候補者名簿として同選出委員会に提出する旨の議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下①～⑤の項目につき、担当執行理事より報告があった。

① 内閣府公益認定等委員会の動向(雨宮理事長)

3月25日、公益認定法施行規則、公益認定等ガイドラインの一部改正があった。今回改正されたのは、公益認定法施行規則22条(遊休財産額)3項関係の「控除対象財産額」に関する果実の扱いについてである。公益目的保有財産等から生じた果実については、いわゆる「6号財産」に該当し、遊休財産額を算定する場合、控除対象財産として整理することができることとされている。しかし、当該果実の中には、明確な費消時期が定められず、また具体的に費消される見込みもない果実が含まれ、結果として費消されないまま法人内部に蓄積されているケースが指摘されていた。内閣府「公益法人の会計に関する研究会」では、「遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化」が必要であるとし、公益認定法施行規則及び公益認定等ガイドラインの改正等により明確化することが適当であるとされていた。今般の改正により、公益目的保有財産等から生じる果実のうち、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限り、6号財産に含まれることを明確にし、公益認定等ガイドラインの改正で、「相当の期間内」とは10年以内であることが規定された。

ある財団で運用益について指定がかかっておらず寄附金が有価証券や株であり運用益が数十億円に上るようなケースがあったが、その法人は美術品を購入するために運用益を保有していた。また、購入の時期については機関決定をすると規程で定めていた。公益認定はそれで通ったが、たくさん使わず残していくことは死蔵につながるという認識から、最終的には長期間持ち続けることは問題だとされ遊休財産との指摘を受けてしまった。ただ、単に貯めておくということではなくいつか費消するつもりであったものを、このような形でいわゆる私有財産に国が口を挟むことはいかがなものか。寄附者の意思を押さえつけることは納得がいかない。また、「相当の期間内に費消することが見込まれることに限り」の「相当の期間内」とは特定費用準備資金の積立対象期間を援用しているようだが、どのような根拠によるものか不明である。

内閣府は公益認定等委員会の7名のうち5名が新任となり、委員長も替わり、女性が4名となった。変化の兆しがあるだろうか。

また、「新公益法人制度改革10周年の振り返り」が内閣府から出されたが、それによれば一般法人数は増えたが公益認定の件数は全く増えていない。また、2017年の新設法人

(営利企業を含める)が13万あるが、そのうち、一般社団・一般財団・NPOを合わせると8,800法人あり、全体の6.7%を占め、15社に1社は非営利法人ということになり、非常に興味深い。ただし休眠NPO法人も出てきており、さらに一般社団・一般財団は休眠しているかどうか分からない。これから大きな問題になると思う。また、収支相償に関しても寄附金の額は外すよう要望しているが内閣府の見解では否定的であり、この要望を実現するためには、より周知徹底しなくてはならないと思う。収支相償は本当に公益法人の基準なのか、疑問を感じる。

② 休眠預金活用制度の動向(雨宮理事長)

報告によると、当初は民主党の新しい公共の中で提唱されたが、現在は自民党あるいは超党派の議員連盟が立ち上がり、民間では休眠口座国民会議が立ち上がったほか、法案もパブリックコメントに掛かった。壮大な社会的実験だという声もあるが、本当は個人のお金の集まりである。銀行が合併した結果、口座がどこへ行ったか分からないものもある。指定活用団体には4件の申請があったが、その法人は公益認定を目指してはだめだという噂もあった。結局、指定活動団体は経団連関係のJANPIAに決まった。内閣府の天下りが常勤1名いる。一番問題になったのは、資金分配団体の選定に当たって、助成対象事業の必要額に対し20%以上は自己資金確保が原則ということであった。何のために自己資金を持たなくてはならないのか、本当に欲しい人たちは全額欲しいはず。それをきちんと評価し、きちんとした審査を行うこと。プログラムオフィサー等が審査することこそが重要である。もっと柔軟に解釈できるようにしてほしい。

同報告に対して、次の意見等があった。

(早瀬理事) 議連が2割を手数料として負担すべきだといったのは最後の団体(助成を受ける団体)であり、資金分配団体ではなかった。JANPIAの誤解だった。

(太田理事) そもそも指定活用団体の選考過程がめちゃくちゃ。選考委員の採点と内閣府の評価に大きな差があり、そのことに十分な理由説明もなく公正性に欠ける疑いがある。今後の配分実行の過程でも問題。市民セクターからのモニタリングが必要でありそれができるのは公益法人協会である。

③ 自民党への要望活動(鈴木副理事長)

報告によると、政権政党に対する説明が実効性あるのと、骨太の方針その他で取り上げる用意があるとのことで、自民党に絞って説明する。11月1日塩崎本部長が役員会を開き、公益法人等のガバナンス改革検討チームに関わることになった。座長は牧原衆議院議員。また、政務調査会も従前どおりあり、公益法人・NPO等特別委員会(委員長:伊藤達也衆議院議員)を中心にアプローチしている。1月16日、提言要望書を提出、シンポジウム資料を提出し説明。同委員会の宮下議員よりは、委員会を開催するのでそこで説明してほしいとの依頼があった。2月7日、3月1日塩崎議員へ説明。3月5日行政改革推進本部ヒアリングに出席。直近は5月24日の「公益法人・NPO等小委員会」でヒアリングが行われた。

説明によれば、①公益法人制度改正提言、②ガバナンスをめぐる提案の2点を説明したが、前者については、「収支相償の原則」については「法律改正はしない、運用でやる」というスタンスが行政当局にあることが伺われた。また、「遊休財産額保有制限」につい

ては「最低でも3年度分の事業費相当額とするなど柔軟な運用を」としつつも、制度の主旨を徹底するとあり不明瞭な部分が残った。さらに「公益目的事業等の変更等」については「検討する必要はないか」とあり、若干高い確率で認められそうである。後者については、牧原議員がやっているところで関心が高い。以上については、法制・コンプライアンス委員会での検討内容について説明した。

④ 「公益法人のガバナンス・コード」(案)の策定(鈴木副理事長)

5月の法制・コンプライアンス合同委員会第2回会合で検討された。基本的には「自ら取り組む」というスタンスである。企業においては企業行動憲章があり、スポーツ団体向けにはスポーツ庁が策定したものがあがるが、これらを参照しながら、英国のチャリティ・ガバナンス・コード・ステアリンググループや、米国のインディペンデントセクターが策定したものも参考とした。具体的な構成としては、①公益法人の使命と目的、②誠実性・公開性、③公益法人の機関の権限(役割)と運営、④公益法人の業務執行、⑤理事会の有効な運営、⑥情報公開・説明責任・透明性、⑦リスク管理・個人情報の保護、⑧コンプライアンス・公益通報者保護、である。6月に再度、法制・コンプライアンス委員会で再度煮詰めて行きたい。これを持って牧原委員に説明に行った時には「公益法人のガバナンスコードは公益法人協会に作ってもらいたいと思っている。問題は、今後の実効性をどう担保するか。また、当初提言書をまとめる予定だったが、国会での学校法人制度改革の結論が出る前なので自民党から過激な提言をするのは控えられ、出せない。しかしながら骨太の方針、この夏の選挙公約には盛り込みたい」との発言があった。実際のガバナンスコードが必要になるのは参議院選挙後の臨時国会頃、9～10月ごろになるのではないかと。本コードの最終的な内容については、定時評議員会後の臨時理事会でご説明し、その後粛々とパブコメにかけ、さらに講演会、セミナーをやるという形で皆様に広報していきたい。どのようにしたら実効性が担保されるかということについて、私どもがお手伝いする、ということである。牧原議員からも「公法協でチェックリストを作って法人がチェックできるようにしたらどうか、4年ごとに公益法人の役員に試験を行ったらどうか」など言われている。その提案は要検討であるが政治家にはそのような考えがある。

同報告に対して、次の意見等があった。

- (太田理事) 原則8の中に入れたいのは監事の役割。独立した機関であり、監事がしっかりしている団体とそうでない団体ではガバナンスが異なってくるので、監事が有効な監査をするということを原則に入れて欲しい。もう1つ何か入れて10くらいにし、シンプル10ということかどうか。また、運用指針を別途作らないと、何を言っているのかわからないという方もいらっしゃると思う。セミナー等の企画もやっていただきたいと思うが、もう少しこれを敷衍した、誰にでも分かる指針を作ってはどうか。もう一点、われわれは自民党の手伝いをしているという感覚では困る。政府が勝手な規制強化をしている、官製のガバナンスコードに結びついては困るので、こちら側で自浄作用としてこれを行うこと、これを政府に認めていただきたいという姿勢でぜひやっていただきたい。お先棒をかつぐようなことではない。多分言葉が滑ったと思うが。
- (鈴木副理事長) お先棒云々ということでは全くない。塩崎議員も分かっている。スポーツ団体のガバナンスコードも官製だとおっしゃっており、民が作らないと意味がないと

言っている。押しつけということは念頭にないと思う。ただ、われわれとしては、ムードが盛り上がった時に乗るということも良いのではと思う。また、監事を入れるかどうかは大議論があった。イギリスでもアメリカでも、理事すなわちトラスティーを中心にすべてものが考えられており、監事や監査役はおらず、外部の人がやる。評議員もいない。それをどういう形で取り込むかは非常に難しい。厳密に言えば、理事はこうしなさい、監事はこうしなさい、評議員はこうしなさい、ということになってしまい、細かい議論になってしまう。全体としてまずこうしてくださいと大きく言うことが大切であると思うことから、法制・コンプライアンス委員会の時にはじめにことわったのは「大括りで行きましょう、役職ごとの行動ということになると話が細くなる」ということで合意を得た。ただし、ご意見はご意見として引き続き検討してみたい。また、数があまりに多いとガバナンスの意味がない。アメリカは 33 あり多すぎる。考え方のことをまず書き、次に法令の根拠を参考までに入れている。根拠を書けば書くほど一般法人法や認定法でほとんど書かれており、書けば書くほどコンプライアンスをしっかりとやればよいというところに帰着しかねないので、法制と基礎哲学を書いた。さらに、全体的なプラクティスとして、規程や委員会、チェックリストを作ることを考えている。6月27日の臨時理事会で詳しくご説明申し上げる。

(~~太田~~理事) アメリカ、イギリスの場合は基本的には外部の独立会計監査人という違いはある。しかし理事会の中でも会計監査委員会を設けて、必ず事務局の会計に対し目を光らせている。日本では監査役や監事が現実にある。昔は取締役より下のような印象であったが、現在、監事は独立した機関で理事会を監督している。これがしっかりしていればガバナンスがしっかりしていると言える。原則5のところに入れるとかはどうか。

(鈴木副理事長) 検討したい。

⑤ 内閣府「相談会事業」の受託(鈴木副理事長)

報告によると、平成 22 年度より受託し、昨年度は逃したが、今年度再度受託した。今年度は全 14 回の開催を予定しており、東京 8 回、地方 6 回である。昨年度落札できなかったことは主に価格によるところが大きく、今年度は受託したとは言え赤字が増えることは明らかである。しかしながら、受託を通じ、会員が増え、書籍が売れる等の収益を見越したい。

⑥ 講師派遣料金の改定(鈴木副理事長)

報告によると、講師派遣料金は世間的に見ても安価である。われわれは公益法人であり儲けることが主旨ではないが、セミナーや講師派遣でそれなりの収益を上げることは経営上重要であって実質的に赤字にならないように改定したいと考えている。その場合は、基本料金の値上げのほか、受益者である聴衆の人数に応じた負担を求めることも検討したい。6月27日の臨時理事会で決定したい。

⑦ その他報告

上記④までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)及び公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開)並びに「法人管理」(会員、社内システ

ム、団体保険等)が鈴木副理事長、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長及び鈴木副理事長であった。

また、27日の定時評議員会後に開催を予定している臨時理事会には、代表理事等の選定、役員報酬の決定以外にも重要な議題があることから、ぜひご出席いただきたい旨の要請があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時05分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和元年6月4日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 平川 純子